

計画主体名	北海道石狩郡当別町		
計画期間 実施期間	平成28年度～平成32年度 平成28年度～平成29年度	総事業費(交付金)	132,164 千円 (66,081 千円)

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	■	法律及び別紙5(農山漁村活性化整備対策に関する事業に係る運用)第5の1(2)に適合している
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	■	当該事業の実施による交流人口の増及び農林水産物等の販売、加工促進という設定は、妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	■	当別町農業振興地域整備計画等との関係が図られている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	■	施設整備について、町民等も含めた「基本計画検討委員会」を組成し検討・調査を行い、結果を基に事業計画化を行っている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	■	施設整備について、女性農業者も含めた「基本計画検討委員会」を組成し検討・調査を行い、結果を基に事業計画化を行っている。
事業の推進体制は確立されているか	■	町、JA、商工会、農業者等各関係者と関係を図りながら事業推進がなされている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	■	本施設は、地域活性化の拠点として地域食材を活用した料理を提供し、また、地域農産物の販売等により当該施設における交流人口の増加を図るとともに、当地域の持つ豊かな自然に触れることにより、活性化計画の目標である交流人口の増加を目指しているため、整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	—	

計画期間・実施期間は適切か	■	類似施設の実績を参考に実施期間を2年とし、目的達成のための体験メニューやイベントの充実を図り、事業効果の発現に計画期間を5としたものであり、実施要綱第3の3の規定からも適切である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	■	交付金要望額は、実施要領別表の交付額算定交付率に基づく交付限度額の範囲内である。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	■	新規事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	■	当町建設課職員による検討を行っており、安全性は確保されており、同様に職員による検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たしているか	■	建築基準法、同施行例に基づく基準を満たしている。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村新興交付金実施要領の別紙6に定める基準を満たしているか	—	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	■	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、耐用年数5年以上の仕様となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村新興交付金交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	■	費用対効果算定要領に基づき算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	■	算定の結果、総費用総便益比は「1.957」であり1.0以上となっている。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	■	事業内容は、実施要領別表 1 に示されている「地域間交流拠点の整備（受入機能強化施設）」及び「その他省令で定める事業（自然・資源活用施設）」であり、実施主体は実施要領別表 2 に示されるとおり当別町が実施する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	■	当別町が事業主体であり、個人に対するものではない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	/	
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	■	現状の交流人口と、国道拡幅による計画交通量及び全道道の駅の立寄率を参考に、計画期間の交流人口見込みを算出している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	■	近隣市町村の類似施設（道の駅）の利用状況を参考に、計画を立てている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	■	利用形態等について、町民等も含めた「基本計画検討委員会」を組成し検討・調査を行い、結果を基に事業計画化を行っている
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	■	防災面を含む施設活用の中で、アクセス及び避難路としての主要道路との隣接・既存観光施設及び地域資源との有機的な連携を想定し、地理的・利用環境的条件から検討をしている。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか		「基本計画検討委員会」を組成し検討・調査を行い、計画を策定している。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	■	施設整備について、女性農業者も含めた「基本計画検討委員会」を組成し検討・調査を行い、その結果を反映することで、女性参画が促進される計画としている。
事業費積算等は適正か	/	
過大な積算としていないか	■	整備する施設根拠は、計画利用者数に応じたものとなり、建設費用については、上限建設費 29 万円/㎡以内である。
建設・整備コストの低減に努めているか	■	将来的に発生する維持管理費の軽減を踏まえ、建設及び整備コスト低減の検討している。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	■	北海道の最大の消費地である札幌市と新千歳空港及び石狩湾新港を結ぶ交通の要衝となっている国道 337 号沿いであり、平成 27 年度には 4 車線化するなど立地条件が良く、面積の約 6 割が森林となっている本町において平地となっている当計画地は、利用者及び農業者にとっても利便性が良く、都市農村交流促進の利点を備えている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	■	計画地については、平成 27 年度中に取得する。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村新興交付金実施要領の別紙 6（平成 28 年 4 月〇日付け 28 農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 生産第 8262 号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）I の第 2 の 4 の（3）の基準に照らし適正であるか	—	
整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か(既存施設は除く)	■	延べ床面積の合計は 719.42 m ² であり、1,500 m ² 以内となっている。
地域間交流拠点については、延べ床面積 m ² 当たり 29 万円以内であるか。(既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか)	■	延べ床面積 m ² 当たり 18.4 万円であり、29 万円以内となっている。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	
1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	
6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されている	■	当別町負担分については、起債額、他の交付金活用などを含め総合的な検討を行い、適正な資金調達計画と償還計画を策

か		定している。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	■	本事における入札方式については、一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	■	施設の管理・更新に必要な資金に関する計画について、検討済みである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	■	基本計画に基づいた収支計画を策定し、経営診断を受けている。
他事業との合体施行の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他事業との合体施行ではない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他事業への重複申請の予定はない。
生産を主たる目的とする施設整備ではないか	■	主たる目的は、交流人口の増及び農林水産物等の販売、加工促進としている。
他の事業（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	■	他の事業において交付対象となるものではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。